# ・長崎市こども基金

長崎市では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを目的に、 平成20年4月に「長崎市こども基金」を創設しました。

## 基金はこのようにして増やします

子どもが健やかに育つための寄附 市民・事業者・団体からの

寄 附



さらに同額を長崎市から基金へ 長崎市から

# 寄附と同額

寄附された金額と同額(2倍) を基金に上乗せ マッチング方式

こども基金

こども基金は、 このような事業に使われます

「こども基金」は、こどもの安全安心に 関する事業や子育て家庭からのニーズが高 い事業であって、「臨時的・緊急的に事業 を実施するもの」「計画を前倒ししてでも 対応することが必要なもの」に加え、「寄 附していただく市民の方の気持ちが直接、 子どもたちに届けられるもの」に活用しま

### 基金活用事業の実績

- ●認定こども園移行支援事業費
- ●児童クラブ施設整備事業費 (うち大規模クラブ解消にかかる経費分)
- なかよし絵本事業費(幼稚園・保育所等に絵本を配布)
- ●わくわく歯みがき推進事業費 (幼児健診での歯ブラシの配布)

## 寄附金は、税金の控除や損金算入の 対象になります

#### 【個人が寄附した場合】

- ◆ 所得税の寄附金控除 (所得控除) (寄附金の額-2,000円) × 「寄付者の所得税率」
- 控除の対象となる寄附金は総所得金額等の40%を限度
- ◆ 住民税の寄附金控除 (税額控除)
  - ① (寄附金の額-2,000円)×10%
  - ② (寄附金の額-2,000円) × (90%- 「寄付者の 所得税率」)
- 控除の対象となる寄附金は総所得金額等の30%を限度
- ①と②の合計額を税額控除
- ②の額については、個人住民税所得割額の2割を限度

詳しくは、 長崎市役所 市民税課 ■095-829-1133へお問い合わせください

#### 【法人が寄附した場合】

◆ 法人税の損金算入 地方公共団体に対する 寄附金は、その全額が 損金に算入されます。

# 寄附の方法

長崎市こども基金では、随時、皆様からの寄附を受け付けています。

長崎市こども基金へ寄附を希望される個人や企業の方は、下記の申込書に必要事項を記載し、 長崎市こども部こども政策課(市役所2階)まで郵送かFAXでお申し込みください。 また、皆様からいただいた寄附の状況や用途については、広報ながさき等を通じて、 市民の皆様にわかりやすくお知らせいたします。



## 長崎市こども基金寄附金申込書

郵送の場合 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号長崎市こども部こども政策課 FAXの場合 095-829-1275

お名前	お申し込み日		
フリガナ	年 月 日		
ご住所			
〒			
電話番号	FAX		

私は、長崎市の子ども・子育てを応援するために寄附を申し込みます。

寄附申込金額	
	円

ご入金方法(1つお選びください)

- 1 納付書により所定の金融機関の窓口でご入金
- 2 長崎市こども部こども政策課の窓口に現金を持参

申し込み・お問い合せ 長崎市こども部っとも政策課

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号

☎095-829-1278 FAX095-829-1275